

# 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

## 用語集

### 《う》

#### ○雨水貯留浸透施設（うすいちよりゅうしんとうせつ）

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制する施設。雨水貯留施設には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがある。雨水浸透施設には、浸透ますや浸透トレンチ、透水性舗装などの種類がある。

#### ○運動公園（うんどうこうえん）

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所当たり面積概ね15ha以上の規模で、公園面積の25～50%の範囲において陸上競技場、野球場などの運動施設が適宜配置される。

### 《お》

#### ○汚水（おすい）

生活もしくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、もしくは付随する廃水。

#### ○汚物処理場（おぶつしりじょう）

都市施設としての供給処理施設の1つで、公共下水道で処理されないし尿を集め、無害にして川などに放流するための施設。

### 《か》

#### ○街区公園（がいくこうえん）

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離250m、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置される。

#### ○街路（がいろ）

都市内における道路の総称。

#### ○河川整備計画（かせんせいびけいかく）

河川法の規定による、河川整備の計画的な実施の基本となる計画であり、20～30年後の河川整備の目標を明確にするとともに、個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにした計画。

#### ○合併処理浄化槽（がっぺいしりじょうかそう）

トイレの排水と生活雑排水（台所、風呂等の排水）を併せて処理する浄化槽。

#### ○環境共生住宅（かんきょうきょうせいじゅうたく）

地球温暖化防止等の地球環境保全を促進する観点から、地域の特性に応じ、エネルギー・資源・

廃棄物等の面で適切な配慮がなされるとともに、周辺環境と調和し、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅及び住環境。

### ○観光商業地（かんこうしょうぎょうち）

観光客の用に供することを主とする商業地。

### ○観光・レクリエーション拠点（かんこう・れくりえーしょんきょてん）

当該都市計画区域における、観光・レクリエーション機能の中心的役割を担う地域。観光施設、レクリエーション施設、自然地、公園等から、各都市計画区域の特性に応じて選択している。

### ○緩衝緑地（かんしょうりょくち）

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩衝もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地。

### ○幹線街路（かんせんがいろ）

都市計画道路の種別の1つで、幹線道路と同様の機能・役割を果たす。さらに主要幹線街路、都市幹線街路、補助幹線街路に分類される。

### ○幹線道路（かんせんどうろ）

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもつ道路。

## 《き》

### ○既成市街地（きせいしがいち）

都市において、道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域。都市計画法では、人口密度が1ha当り40人以上の地区が連たんして3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいい、市街化区域を設定する基準のひとつとなる。

### ○急傾斜地崩壊危険区域（きゅうけいしゃちほうかいきけんくいき）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、水の浸透を助長する行為、のり切等、一定の行為を制限する必要があるとして知事が指定する区域。

### ○供給処理施設（きょうきゅうしゅりしせつ）

都市活動に不可欠な水、エネルギー源、生活物資等の供給施設及び処理施設をいう。都市計画法では、水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場などをいう。

### ○協働（きょうどう）

地域住民、NPO、企業、行政などがそれぞれの主体性・自主性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、持てる資源（人材、資金、情報、ネットワークなど）を出し合い、対等な立場で、共通の公共的な目的を達成するために協力すること。

### ○漁業集落排水施設（ぎょぎょうしゅうらくはいすいしせつ）

漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善のため、漁業集落におけるし尿、生活雑

排水等を処理する施設。

### ○近隣公園（きんりんこうえん）

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 500m、1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置される。

### ○近隣住区（きんりんじゅうく）

道路、河川、鉄道等によって区分されるおおむね 1km 四方（面積 100ha）の居住単位。

### ○近隣商業地（きんりんしょうぎょうち）

近隣住宅地の住民が、日用品の買物をしたり、サービスの提供を受けることを主とする商業地。

## 《く》

### ○区域区分（くいきくぶん）

都市の無秩序な市街化を抑制し、効率的な公共投資と計画的な市街地形成を進めるため、都市計画区域を優先的に市街化すべき区域（市街化区域）と当面できる限り市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）とに分けて、段階的な市街化を図ることを目的とする制度。「線引き」ともいう。

### ○区画街路（くかくがいろ）

都市計画道路の種別の 1 つで、近隣住区内の生活道路として、沿道宅地にサービスを提供する道路。

## 《け》

### ○景観計画（けいかんけいかく）

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、景観法に基づき、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等について、景観行政団体が定める計画。

### ○景観地区（けいかんちく）

地域地区の 1 つで、都市計画に建築物の形態意匠、高さの最高(低)限度などを定めて規制することにより、市街地の良好な景観の形成を図るため定める地区。

### ○建築協定（けんちくきょうてい）

建築基準法に定められた制度で、住宅地の良好な住環境や、商店街としての利便を高度に維持・増進すること等を目的とし、対象区域における土地の所有者等の合意により締結される、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等に関する基準についての協定。

## 《こ》

### ○高規格幹線道路（こうきかくかんせんどうろ）

国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成する自動車専用道路。大きく「高速自動車国道」（※本県内では、東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道が該当）と「一般国道自

動車専用道路」(※本県内では、伊豆縦貫自動車道、三遠南信自動車道が該当)に分類される。

## ○公共空地(こうきょうくうち)

一般住民が利用することのできるオープンスペースのうち、その土地の使用権が国や地方公共団体によって担保されているもの。都市計画法では、公園、緑地、広場、墓園その他と規定している。

## ○公共下水道(こうきょうげすいどう)

主として、市街地における下水を排除または処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除する排水施設の相当部分が暗渠である構造となっているもの。

## ○公共公益施設(こうきょうこうえきしせつ)

【公共施設】一般住民の利用を目的とする公共の用に供する施設。都市計画法では、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設と規定している。

【公益施設】住民の生活のために必要なサービス施設の総称。一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設などをいう。

## ○公共用水域(こうきょうようすいいき)

水質汚濁防止法において「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続される公共溝渠、かんがい用水路」などをいう。ただし、終末処理場を有している公共下水道や流域下水道は除かれる。

## ○高次都市機能(こうじとしきのう)

単独市町村の区域などの日常生活の範囲を越えた、中心都市と周辺市町村からなる広範な地域に対して、高度なサービスの提供や中枢的管理を行い、都市における人・モノ・情報の分厚い集積を基礎として、新たな文化や価値の創造を行う機能。

## ○交通結節点(こうつうけっせつてん)

鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やそのほか交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗換えが行われる駅前広場のように、交通導線が集中的に結節する箇所。

## ○交通弱者(こうつうじゃくしゃ)

現代の自動車社会において、自ら運転ができない等の理由により移動制約を受ける高齢者、子供、身体障害者などの総称。

## ○交通需要管理(こうつうじゅようかんり)

経路の変更、移動手段の変更、自動車の効率的利用、時間の変更など、自動車利用者の交通行動の変化を促すことで、都市または地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法の体系。TDM(Transportation Demand Management)ともいう。

## ○高度地区(こうどちく)

地域地区の1つで、用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。

## ○高度利用地区（こうどりようちく）

地域地区の1つで、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区。

## ○合流式下水道（ごうりゅうしきげすいどう）

汚水及び雨水を同一の管渠で排除する下水道の方式。

## 《さ》

## ○再開発地区計画（さいかいはつちくけいかく）

H14 法改正以前に規定されていた地区計画等の1種。（※現在は地区計画に統合。）まとまった規模を有し、都市の枢要な位置を占める低未利用地を対象とし、都市計画上の位置づけを明確にしたうえで、民間エネルギーを活用しながら、必要な公共施設の整備と併せて一体的・総合的な土地利用転換を計画的に誘導することを目的とするもの。

## ○砂防指定地（さぼうしていち）

砂防法に基づき、国土交通大臣が国土の保全のため、下流域への土砂の流出を防ぐための砂防設備を設置する必要のある土地、及び山地の荒廃を防止するため一定の行為を禁止若しくは制限する必要のある土地について指定する地域。

## ○産業拠点（さんぎょうきょてん）

当該都市計画区域の経済を支える産業活動の中心的役割を担う地域。大規模工業団地等の工業地や流通業務地などから、各都市計画区域の特性に応じて選択している。

## 《し》

## ○市街化区域（しがいかくいき）

区域区分に係る都市計画を定めている都市計画区域（線引き都市計画区域）内において、市街地開発事業の実施や都市施設の整備等、優先的な市街化を進める区域であり、都市計画法では、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と規定されている。

## ○市街化調整区域（しがいかちょうせいくいき）

区域区分に係る都市計画を定めている都市計画区域（線引き都市計画区域）内において、当面できる限り市街化を抑制すべき区域。特定の場合を除き、開発行為、建築行為は原則として禁止される。

## ○市街地開発事業（しがいちかいはつじぎょう）

都市計画で定められた土地利用計画を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成するため、道路、公園、下水道等の公共施設の整備に合わせて良好な住環境を確保するために、画的な広がりをもった区域で総合的、一体的に行われる事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業などの種類がある。

## ○市街地再開発事業（しがいちさいかいはつじぎょう）

市街地開発事業の1つで、低層で老朽化した建物が密集し、公共施設が不足していることなどにより、生活環境が悪化し、活力が失われた市街地において、敷地の共同利用、高度利用により、建築物の不燃化・共同化を行うとともに、道路、駅前広場等のオープンスペースを確保し、快適で安全な街につくりかえる事業。

## ○地すべり防止区域（じすべりぼうしゅくいき）

地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣等が地すべり災害から国土の保全と民生の安定を図るため、地すべりを起こしている土地または地すべりを起こす恐れがきわめて大きい土地において、公共の利害に密接な関連がある土地について指定する区域。

## ○施設緑地（しせつりょくち）

狭義の緑地に該当し、地方公共団体などが土地に関する権原を取得し、施設として積極的に整備し、管理するもの。都市公園などが該当。

## ○自然環境保全地域（しぜんかんきょうほぜんちいき）

特異な地形・地質・自然現象を有する区域、すぐれた自然環境を維持している河川・湖沼・海岸・湿原・海域など、自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要なものとして指定される地域。

## ○自然公園（しぜんこうえん）

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的に、自然公園法の規定により指定される、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の総称。

## ○自動車専用道路（じどうしゃせんようどうろ）

都市間高速道路、都市高速道路、一般自動車道等の専ら自動車の交通の用に供され、広域交通を大量でかつ高速に処理する道路。

## ○住区基幹公園（じゅうくきかんこうえん）

住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた、街区公園、近隣公園及び地区公園が含まれる。

## ○終末処理場（しゅうまつしゅりじょう）

下水を最終的に処理して、河川その他の公共の水域、または海域に放流するために下水道施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設のこと。

## ○集約型都市構造（しゅうやくがたとしこうぞう）

都市全体としての良好な住環境や交流空間の効率的な実現を図ることで、都市圏内の多くの人にとっての暮らしやすさと当該都市圏全体の持続的な発展を確保するため、地域の特性を踏まえて選択した「拠点」に一定程度の人口が集まって居住し、そこに必要な都市機能と公共サービスを集中させ、また拠点相互、もしくは拠点とその他の地域を公共交通等により有機的に連携させるとした都市構造の考え方。

人口減少・超高齢社会の到来、モータリゼーションの進展、地球温暖化といった「都市を巡る社会経済情勢の変化」、公共公益施設や大規模商業施設の郊外立地といった「都市機能の拡散」と

「中心市街地の空洞化」等、都市を取り巻く問題・課題に対応するため、都市が目指すべき方向として示されている。

### ○集約拠点（しゅうやくきょてん）

居住、商業業務、行政、医療福祉等の都市機能の集積を促進する拠点。

### ○重要港湾（じゅうようこうわん）

国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点となる港湾その他国の利害に重大な関係を有する港湾。本県では、田子の浦港及び御前崎港の2港が該当。

### ○集落地区計画（しゅうらくちくけいかく）

集落地域の特性にふさわしい整備・保全を図ることが必要とされている地域について、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、集落地域整備法の規定により定める地区計画。

### ○主要幹線街路（しゅようかんせんがいろ）

幹線街路の種別の1つで、都市間交通や通過交通など、比較的長距離の交通に対応する道路。

### ○主要幹線道路（しゅようかんせんだうろ）

本県における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「主要幹線街路」及び主要幹線街路と同様の機能・役割を果たすその他道路の総称として使用している。

### ○準都市計画区域（じゅんとしけいかくくいき）

都市計画区域外において、積極的な整備や開発を行う必要はないものの、そのまま放置すれば、用途の混在や農地の侵食等、将来における整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域について、土地利用の整序のみを行うことを目的とし、都道府県知事が指定する区域。

### ○人口フレーム方式（じんこうふれーむほうしき）

市街化区域面積の設定において、人口を最も重要な算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積（これを「フレーム」という。）を、そのまま即地的に割り付ける方式。

### ○新市街地（しんしがいち）

土地区画整理事業等の実施により、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図ることを予定する区域。市街化区域のうち、既成市街地以外の区域。

## 《す》

### ○スプロール（すぷろーる）

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

### ○スマートインターチェンジ（すまーといんたーちえんじ）

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。

## 《せ》

### ○生産緑地地区（せいさんりょくちちく）

地域地区の1つで、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定する地区。生産緑地地区では、農地等として維持するため、建築物の建築等の行為が規制される。

## 《そ》

### ○総合公園（そうごうこうえん）

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所当たり面積概ね10ha以上で、レクリエーション施設、休養施設、修景施設等が総合的かつ有機的に配置される。

## 《た》

### ○大規模集客施設（だいきぼしゅうきゃくしせつ）

著しく多数の人を広い地域から集める施設。具体的には、建築基準法別表第二(わ)項に掲げる建築物で、床面積の合計が1万平方メートルを超える規模の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等がこれにあたる。（※劇場、映画館等は客席部分の床面積が対象）

## 《ち》

### ○地域拠点（ちいききょてん）

当該都市計画区域内において、都市拠点を補完し、地域の日常生活に必要な都市機能を提供する地域。鉄道駅周辺、交通結節点、役場周辺等から、各都市計画区域の特性に応じて選択している。

### ○地域森林計画（ちいきしんりんけいかく）

都道府県の森林関連施策の方向等を明らかにするため、森林法に基づき、全国森林計画に即し、民有林について森林計画区別(158計画区)に5年ごとに10年を一期として都道府県知事が策定する計画。

### ○地域制緑地（ちいきせいりょくち）

広義の緑地のうち、法律や協定、条例等によって保全されるもの。風致地区、生産緑地地区などが該当。

### ○地域地区（ちいきちく）

都市計画区域の土地をその利用目的によって区分し、建築物や土地の区画形質の変更などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を誘導するもの。用途地域をはじめとし、特別用途地区、防火・準防火地域、臨港地区などがある。

### ○地域防災計画（ちいきぼうさいけいかく）

災害対策基本法に基づき、ある一定の地域において、災害が発生し、または発生するおそれがある



ある場合に、各防災機関の任務を明確にし、全力をあげて災害の発生を防止し、更に応急的援助を行うなど、被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめたもの。

### ○地区計画（ちくけいかく）

用途地域等の都市計画と調和を図りながら、道路、公園等の配置及び規模、建築物の用途の制限など、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルールを定めるもの。また、計画策定の段階から地区住民等の意向を十分に反映することが義務付けられており、住民参加のまちづくりを目指す都市計画手法でもある。

### ○地方港湾（ちほうこうわん）

重要港湾（国の利害に重大な関係を有する港湾）以外の港湾。本県では、熱海港、沼津港など12港。

### ○駐車場案内システム（ちゅうしゃじょうあんないしすてむ）

都心部周辺の商業・業務地区あるいは観光地などへの来街者の車を、適切な駐車場までコンピュータを活用した展示板によって案内するシステム。

### ○中心市街地活性化基本計画（ちゅうしんしがいちかっせいかきほんけいかく）

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、市町村が作成する、地域住民、関連事業者等の様々な主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画。

## 《て》

### ○DMV（でいー・えむ・ぶい）

Dual Mode Vehicleの略語。JR北海道が開発した道路と線路の両用車のこと。マイクロバスを改造し、車体に格納された鉄の車輪を出し入れして道路と線路を自由に行き来できるのが特徴で、継ぎ目のない乗り継ぎが可能。

## 《と》

### ○特殊街路（とくしゅがいろ）

都市計画道路の種別の1つで、歩行者専用道や自転車歩行者専用道、都市モノレール専用道等の、自動車交通以外の交通の用に供する道路。

### ○特殊公園（とくしゅこうえん）

風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園などの総称。

### ○特定重要港湾（とくていじゅうようこうわん）

重要港湾（国の利害に重大な関係を有する港湾）のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾。本県では清水港のみ該当。

### ○特定都市河川（とくていとしかせん）

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、都市部を流れる河川であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、またはそのおそれがあるにもかかわらず、河道または洪水調節ダムの整備

による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なものうち、国土交通大臣または都道府県知事が区間を限って指定するもの。

### ○特定保留（とくていほりゅう）

市街化調整区域内において計画的な市街地整備の実施の見通しがある程度立っている具体の土地の区域に、保留（人口）フレームの一部または全部を割り付ける方式。

### ○特別用途地区（とくべつようちく）

地域地区の1つで、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区。本県内では、特別工業地区、大規模集客施設制限地区、娯楽レクリエーション地区等が定められている。

### ○特別緑地保全地区（とくべつりょくちほぜんちく）

地域地区の1つで、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地等、都市における重要な緑地の保全を図るため定める地区。地区内では、一定規模以上の木竹の伐採や宅地の造成等の行為について許可が必要となり、現状凍結的な厳しい規制となる。

### ○都市型住宅（としがたじゅうたく）

周辺環境に調和し、良好な市街地を形成する多層型集合住宅、また多機能が一体化した住宅。

### ○都市幹線街路（としかんせんがいろ）

幹線街路の種別の1つで、都市内の主要幹線街路で囲まれた地域内の鉄道駅や流通センター等の交通発生源を連絡するなど、都市内の交通を受けもつとともに、主要幹線街路で囲まれた地域を超える移動距離の長い交通を、主要幹線街路に結ぶよう計画される道路。都市部ではおよそ500m、住居地区では1,000m間隔で配置される。

### ○都市基幹公園（としきかんこうえん）

都市のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。具体的には、総合公園と運動公園によって構成される。

### ○都市機能（としきのう）

都市が有する働きやサービスである、居住、商業・業務、工業、行政、交通、交流、教育、医療・福祉、文化、娯楽、レクリエーション等の様々な機能の総称。

### ○都市拠点（としきよてん）

当該都市計画区域の都市活動の中心地。商業、業務、交通、行政などの多彩な都市機能を有する鉄道駅周辺、交通結節点、役場周辺等から、各都市計画区域の特性に応じて選択している。

### ○都市拠点連携軸（としきよてんれんけいじく）

当該都市計画区域内の都市拠点相互の連携・連絡を強化する道路・鉄道等を示す。

### ○都市計画公園（としけいかくこうえん）

都市施設のうち、主に都市の住民の利用に供する公園として、都市計画法により位置を定めたもので、その機能や役割により街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園及び特殊公園に区分される。

## ○都市計画道路（としけいかくどうろ）

都市施設のうち、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するため必要な道路として、都市計画法に基づき、位置、ルート等を定めたもので、その機能や役割により自動車専用道路、幹線街路（主要幹線街路、都市幹線街路、補助幹線街路）、区画街路及び特殊街路に区分される。

## ○都市公園（としこうえん）

都市公園法第2条の規定に適合し、国または地方公共団体が設置する公園または緑地をいう。街区公園等の住区基幹公園、総合公園等の都市基幹公園、広域公園等の大規模公園、都市緑地、国営公園などの種類がある。

## ○都市高速鉄道（としこうそくてつどう）

都市における鉄道のうち、都市計画法に基づき、あらかじめ位置、区域、構造などが決められた、都市活動に重要な役割を果たす鉄道。

## ○都市施設（とししせつ）

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。道路等の交通施設、公園等の公共空地、上下水道等の供給処理施設、河川等の水路、学校等の教育文化施設、病院等の医療福祉施設などの種類がある。

## ○都市的土地利用（としてきとちりよう）

住宅用地、商業用地、工業用地、公共・公益施設用地、道路用地、交通施設用地など、都市生活、都市活動に伴う土地利用形態の総称。

## ○土砂災害警戒区域（どしゃさいがいけいかいいき）

土砂災害防止法に基づき指定されるもので、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域をいう。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

## ○土砂災害特別警戒区域（どしゃさいがいとくべつけいかいいき）

土砂災害防止法に基づき指定されるもので、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域をいう。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

## ○都市連携軸（としれんけいじく）

当該都市計画区域と、区域外の主要都市や空港・港などの広域交通拠点との連携・連絡を強化する道路や鉄道等を示す。

## ○土地区画整理事業（とちくかくせいりじぎょう）

市街地開発事業の1つで、都市基盤が未整備な市街地を、健全な市街地にするため、土地の交換分合整頓（換地）により、道路、公園などの公共施設の整備とともに宅地の区画形状を整える事業。

## ○トリップ（とりっぷ）

人または車両がある目的を持ってある場所（出発地）からある場所（到着地）に移動すること。

## 《ね》

### ○年超過確率（ねんちょうかかくりつ）

平均して何年に1度の割合で該当事象が 起こるかを表現したもの。

例) 年超過確率 1/5 : 5年に1度の割合で発生

## 《の》

### ○農業集落排水施設（のうぎょうしゅうらくはいすいしせつ）

農業用排水の水質保全、施設の機能維持、農村生活環境の改善のため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等処理する施設。

### ○農業振興地域（のうぎょうしんこうちいき）

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として、市町村ごと都道府県知事が指定する地域。

### ○農用地区域（のうようちくいき）

各市町村の農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定める優良農地の区域。当該区域内の農地は、一般的に「青地農地」と呼ばれ、一部のわずかな例外を除き、原則的に農地転用は認められない。

## 《は》

### ○パークアンドライド（ぱーくあんどらいど）

鉄道駅やバス停まで自家用車で行き、駅やバス停周辺の駐車施設に駐車して公共交通に乗り継ぎ、目的地に向かう移動方法。

### ○バリアフリー（ばりあふりー）

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

## 《ふ》

### ○富士山麓先端健康産業集積（ファルマバレー）プロジェクト

（ふじさんろくせんたんけんこうさんぎょうしゅうせき（ふあるまばれー）ぷろじえくと）

「世界一の健康長寿県の形成」を目的とする本県の主要プロジェクトの1つであり、富士山麓地域を中心とし、「健康増進・疾病克服」、「県民の経済基盤確立」を両輪に、世界レベルの研究開発を進め、県民の健康増進と健康関連産業の集積を図り、特色ある地域の発展の実現を目指すもの。

### ○風致公園（ふうちこうえん）

良好な水辺地、樹林地の自然環境が残されている土地や、歴史的に意義深い土地などを一体として取り込んだ公園。

## ○風致地区（ふうちちく）

地域地区の1つで、条例により建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等を規制することにより、都市における良好な自然的景観を維持し、都市環境の保全を図るために定める地区。

## ○（駐車場）附置義務条例（（ちゅうしゃじょう）ふちぎむじょうれい）

駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域並びにこれらの周辺地域等において、一定規模以上の建築物の新築または増築をする場合に、その建築物の建築主に対して自動車の駐車のための施設を設置することを義務付ける条例。

## ○プロムナード（ぷろむなード）

歩行者用の公共空間で、散歩、回遊することができる空間。「遊歩廊」ともいう。

## ○分流式下水道（ぶんりゅうしきげすいどう）

汚水及び雨水をそれぞれ別の管渠で排除する下水道の方式。

# 《ほ》

## ○保安林（ほあんりん）

森林法に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

## ○補助幹線街路（ほじょかんせんがいろ）

幹線街路の種別の1つで、近隣地区の都市幹線街路と区画街路を連絡し、これらの交通を集散させる機能を持つ道路。配置間隔は、商業業務地でおよそ100～300m、住宅地では500mが標準。

## ○補助幹線道路（ほじょかんせんどうろ）

本県における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「補助幹線街路」及び補助幹線街路と同様の機能・役割を果たすその他道路の総称として使用している。

## ○保留人口（ほりゅうじんこう）

目標年次における「市街化区域内人口の推計値（※過去の人口推移動向から算定）」と「市街化区域内に居住可能な人口規模（※市街化区域内の住宅用地面積、人口密度等から算定）」との差。言い換えれば、目標年次において、市街化区域の拡大により居住地を確保する必要がある見込まれる人数であり、保留フレームに対応する人口となる。

## ○保留フレーム（ほりゅうふれーむ）

人口フレーム方式において、市街化区域の設定または変更に当たり、人口及び産業等の見通しから目標年次に必要と見込まれる面積（フレーム）を、全て具体の土地に割り付けることなく、その一部を保留した上で、将来、市街化調整区域内における計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点で、市街化区域に編入しようとする方法。

## 《ま》

### ○まちづくり協議会（まちづくりきょうぎかい）

住民自らが計画を立案・提案し、また地元と行政との橋渡しを行うまちづくり協議組織のこと。

### ○まち中居住（まちなかきょじゅう）

都市の中心市街地（都心、街なか）に居住すること。

## 《ゆ》

### ○ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」であり、まちづくりやものづくりなどを進めるに当たり、年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

## 《よ》

### ○用途地域（ようちいき）

地域地区の1つで、都市機能の維持増進、住環境の保全などを目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行うものであり、土地利用計画の根幹となる。住居系、商業系、工業系に分かれ、12種類の用途地域が指定可能。

### ○用途不適格（ようちふてきかく）

建築物の用途（※使用目的、利用形態）が、当該建築物が存する用途地域において建築可能な用途と適合していない状態。

## 《り》

### ○流域下水道（りゅういきげすいどう）

流域内にある複数の市町村の公共下水道から排除される下水を受け処理するもので、幹線管渠、ポンプ場、終末処理場などの主要な施設の設置・管理は原則として都道府県が行うこととされている。

### ○流通業務地（りゅうつうぎょうむち）

流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫、荷捌き場等）の集約により、主として都市内の流通業務機能を担う地域。

### ○緑地（りょくち）

都市公園などに該当する営造物たる緑地を意味する広義の緑地と、都市公園のみならず、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める広義の緑地がある。

### ○緑地保全地域（りょくちほぜんちいき）

地域地区の1つで、無秩序な市街化の防止、地域住民の健全な生活環境の確保等の観点から、

都市近郊の広範囲の緑地を守るために定める地域。

### ○緑道（りょくどう）

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地。

### ○臨港地区（りんこうちく）

地域地区の1つで、港湾の機能として船舶の出入、停泊、けい留、荷物の積卸し、貯蔵保管、各種手続き及び検査等、港湾周辺の効率的な土地利用を図るために定める地区。

## 《れ》

### ○歴史公園（れきしこうえん）

遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地もしくはその復元、展示等に適した土地または歴史的意義を有する土地などを一体として取り込んだ公園。